

**平成23年度
文部科学省税制改正要望について**

平成22年10月26日(火)

文部科学副大臣

笹木 竜三

I 文部科学省税制改正要望について

1. 税制改正要望の基本的な考え方

- 政府の基本方針である「新しい公共」や「新成長戦略」等の実現に向けて、税制面から具体化したものを中心に、15本の要望を提出。
- 具体的には、「新しい公共」の形成を促進するための、日本版「ブランド・ギビング」信託の創設、学校法人等への寄附の税額控除の導入等の寄附税制の抜本的な拡充要望を中心に据え、その他、教育、文化、スポーツ、科学技術の全般にわたって必要な要望を提出。

2. 「新しい公共」と文部科学省の関係

- 「新しい公共」を実現する上で、教育、文化、スポーツは特にその発展が期待される分野。
- 文部科学省としては、こうした「新しい公共」の基盤を支える仕組みづくりとして、人々が資金面から支え合う寄附税制の拡充は重要と認識。

3. ペイ・アズ・ユー・ゴー原則について

- 文部科学省要望における減収見込額・・・約50億円
- 今回の寄附税制の拡充要望が全て認められれば、約300億円の寄附金増加が見込め、約50億円の減収見込額を予算で投入するより、約6倍の効果

文部科学省
減収見込額

国 税	46. 2億円
地方税	3. 2億円
合 計	49. 4億円

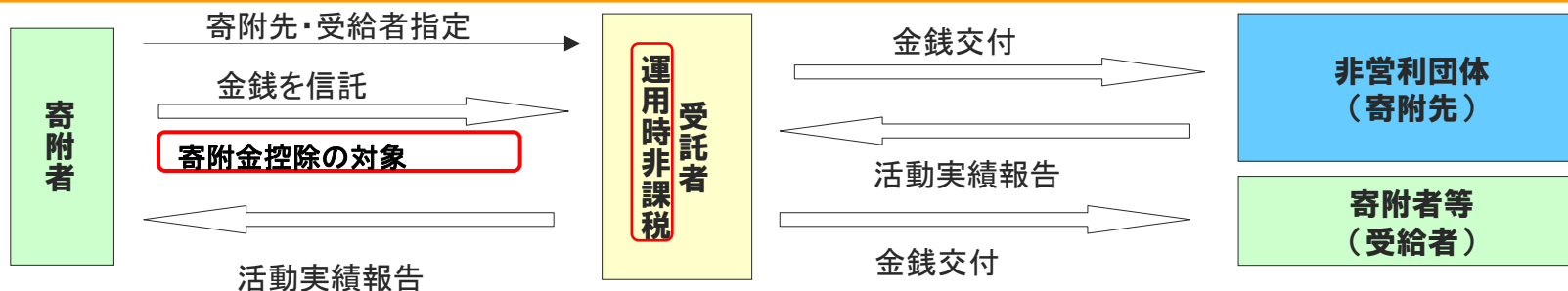
Ⅱ-1 「新しい公共」形成のための寄附税制の拡充

1. 日本版「ブランド・ギビング」信託の創設 [所得税、住民税]

要望内容

個人寄附者と非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能を強化する観点から、非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、寄附金控除の適用等の所要の税制措置を講じる。

スキーム図



2. 地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る認定NPO法人制度の認定要件の緩和 [所得税、法人税]

要望内容

認定NPO法人制度の認定要件において、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブや学校支援地域本部等、地域住民の誰もが参加できる事業については、「共益的な活動」として取扱わない措置を講じる。

スキーム図

認定NPO法人の要件

- パブリックサポートテスト(PST)が一定の基準以上であること。
- 事業活動において、**共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。**
- 運営組織および経理が適切であること。
- 事業活動の内容が適正であること。
- 情報公開を適切に行っていること。
- 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。
- 所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

地域住民の誰もが参加できる活動(総合型地域スポーツクラブ、学校支援地域本部等)については除外する。

3. 個人からの寄附の税額控除の導入(給付制奨学金事業を行う公益社団・財団法人、学校法人) [所得税]

要望内容

「新しい公共」における提案を受けて、i)給付制奨学金事業等を行う公益社団・財団法人、ii)学校法人に対する個人からの寄附について、新たに寄附金額の40%を税額控除する制度を創設する。

スキーム図

<所得控除の場合>

寄附金額(所得の40%が限度)－2千円
を所得から控除

または

<税額控除の場合>

(寄附金額－2千円) × 40%
を所得税額から控除(所得税の25%が限度)

4. 寄附金控除の年末調整の対象化 [所得税]

要望内容

「平成22年度税制改正大綱」を受けて、現在、寄附金控除を受けるためには確定申告の手続が必要なところ、生命保険料控除等他の控除手続と同様に、寄附金控除に係る手続を年末調整の対象とする。

スキーム図

【確定申告】

- ・ 確定申告書類の作成
- ・ 申告書類等の税務署への提出
(持参又は郵送)

※電子申請も可能であるが、電子証明書の取得やソフトウェアのインストールが必要

【年末調整】

- ・ 職場にて控除等申告書に記入・提出

Ⅱ-2 主要要望事項

1. 能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設における減免措置の拡充 [不動産取得税、固定資産税、都市計画税]

要望内容

「新しい公共」における提案を受けて、公益社団・財団法人又は認定NPO法人が設置する能楽堂、劇場、音楽堂等の文化芸術の公演のための施設について、不動産取得税、固定資産税、都市計画税を1/2に減免する。

＜文化芸術の公演のための施設に係る地方税(不動産取得税、固定資産税、都市計画税)の課税関係＞

スキーム図

		認定NPO法人	公益社団法人 公益財団法人	(独)日本芸術文化 振興会
現行	能楽堂	課税	1/2減免 (期限付)※	非課税
	劇場、音楽堂等	課税	課税	非課税

要望案	1/2減免	1/2減免	非課税

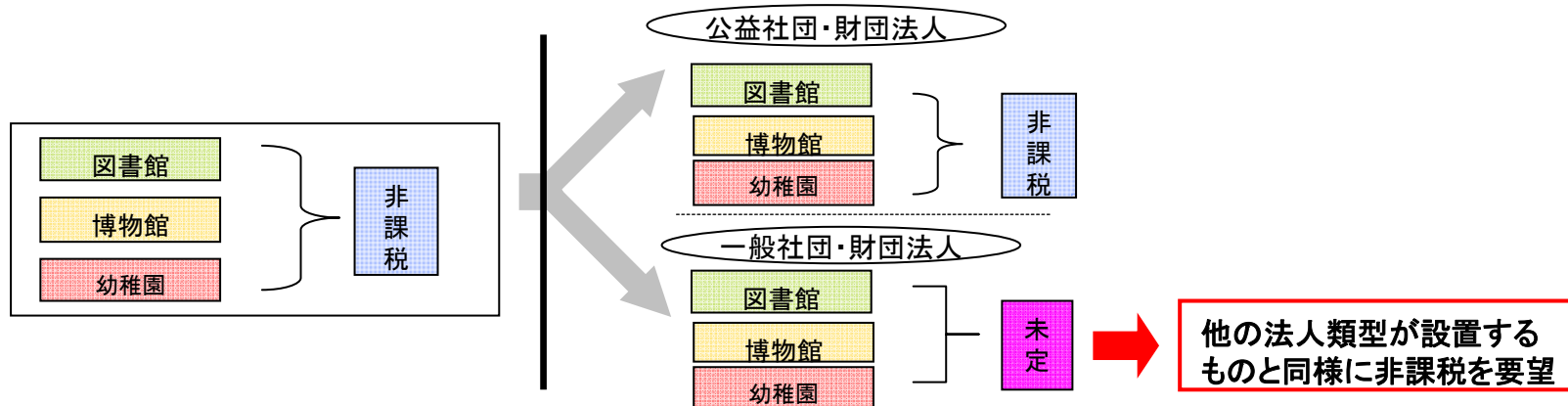
※公益社団・財団法人が設置する能楽堂については、今年度(H23.3.31)までの時限措置として課税標準を1/2にする減免措置がなされている。

2. 図書館・博物館・幼稚園を設置する一般社団・財団法人に係る非課税措置の創設 [不動産取得税、固定資産税、都市計画税]

要望内容

「平成22年度税制改正大綱」を受けて、一般社団・財団法人が設置する図書館、博物館、幼稚園について、他の法人類型が設置するものと同様に、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税措置を講じる。

スキーム図



3. 研究開発税制の拡充 [所得税、法人税] (経済産業省等との共同要望)

要望内容

「新成長戦略」を受けて、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、現行、法人税額の20%までとなっている総額型の税額控除上限を、恒久的に30%へ引き上げる等を行う。

スキーム図

$$\text{控除額} = \text{試験研究費の総額} \times \underline{8 \sim 10\% (\text{※})}$$

(※)売上高に対する試験研究費の割合に基づいて算定

産学官連携等については一律12%

(*)経済対策により、平成21年度及び22年度分については、30%まで

総額型控除上限の10%引き上げ(20%→30%)等

税額控除上限額は、
法人税額×20%まで
(*)

II-3 その他の要望事項

- 子どもゆめ基金による助成事業への寄附の税額控除の導入及び指定寄附化 [所得税、法人税、法人住民税、事業税]
- スポーツ振興基金による優秀な選手等に対する助成事業への寄附の指定寄附化 [法人税、法人住民税、事業税]
- 芸術文化振興基金が助成する文化芸術団体に対する個人からの寄附の税額控除の導入 [所得税]
- 個人住民税における寄附金控除の適用下限額の引き下げ [住民税]
- 文化財の公開促進のための寄託優遇税制の創設 [相続税]
- 「国立研究開発機関制度(仮称)」に係る所要の措置 [法人税、固定資産税等]

〈他省庁との共同要望事項〉

- ◇ 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 [法人税、固定資産税等]
- ◇ 人材投資促進税制の縮減・延長 [所得税、法人税、法人住民税]